



平成 27 年 7 月 9 日

各 位

会 社 名 スルガ銀行 株式会社  
代表者名 取締役社長 岡 野 光 喜  
(コード番号 8358 東証第 1 部)  
問合せ先 執行役員常務  
経営管理部長 秋 田 達 也  
(TEL 03-3279-5527)

日本アイ・ビー・エム株式会社に対する損害賠償請求訴訟の  
上告審決定に関するお知らせ

スルガ銀行株式会社(以下「当社」)が日本アイ・ビー・エム株式会社(以下「IBM」)に対して提起しておりました損害賠償請求訴訟に関して、平成 27 年 7 月 8 日、最高裁判所において決定がなされ、これにより、控訴審判決(41 億 7,210 万 3,169 円及び遅延損害金の支払いを IBM に対して命じるとともに、IBM の反訴請求(請求額:125 億 5,198 万 4,823 円)を全面的に棄却する判決)が確定しましたので、ここにお知らせ致します。

記

1. 決定のあった裁判所及び年月日  
最高裁判所 平成 27 年 7 月 8 日

2. 決定に至るまでの経緯

平成 12 年	当社から IBM に対し、次期基幹系システム(以下「新経営システム」)の提案を依頼。
平成 16 年 9 月 29 日	IBM に対して新経営システムの開発を総額 95 億円で委託する基本合意書を締結。同時に、平成 20 年 1 月のサービスインに向けて、開発プロジェクトがスタート。
平成 17 年 9 月 30 日	それまでの開発プロジェクトの検討内容を踏まえて、「『新経営システム』合意書」を締結。
平成 19 年 4 月	基幹パッケージソフトとして採用が予定されていた Corebank を他のパッケージソフトに変更する提案が IBM からなされたこと等を受けて、開発プロジェクトが頓挫。
平成 19 年 4 月～12 月	当社と IBM とで損害賠償について協議するも進展なし。
平成 20 年 2 月 29 日	IBM に対し、開発プロジェクトの失敗により生じた損害及び逸失利益(合計 115 億 8,000 万円)の損害賠償を求めて、東京地方裁判所に本訴訟を提起。
平成 24 年 3 月 29 日	東京地方裁判所は、IBM に対し、当社に 74 億 1,366 万 6,128 円及び遅延損害金の支払いを命じる判決を言い渡した。当該判決では、IBM が当社に対して提起した反訴請求(請求額:125 億 5,198 万 4,823 円)は全面的に棄却。これに対して、IBM が控訴。
平成 25 年 9 月 26 日	東京高等裁判所は、第一審判決を変更し、IBM に対し、当社に 41 億 7,210 万 3,169 円及び遅延損害金の支払いを命じる判決を言い渡した。当該判決でも、第一審判決と同様、IBM が当社に対して提起した反訴請求は全面的に棄却。これに対して、当社及び IBM が上告及び上告受理申立て。
平成 27 年 7 月 8 日	最高裁判所は、当社及び IBM の上告を棄却し、両社の上告受理申立てを不受理とする決定をした。これにより、平成 25 年 9 月 26 日付控訴審判決が確定。

### 3. 訴訟の当事者の概要

(1)原告(反訴被告)・被控訴人・上告人兼上告受理申立人:当社

(2)被告(反訴原告)・控訴人・上告人兼上告受理申立人:日本アイ・ビー・エム株式会社

(所在地:東京都中央区日本橋箱崎町 19 番 21 号、代表者:代表取締役社長執行役員 与那嶺 ポール)

### 4. 決定の内容

当社及び IBM が行った上告をいずれも棄却する。

当社及び IBM が行った上告受理申立てを上告審として受理しない。

(注) この最高裁決定により、控訴審判決(41 億 7,210 万 3,169 円及び遅延損害金の支払いを IBM に対して命じるとともに、IBM の反訴請求を全面的に棄却する判決)が確定致しました。

### 5. 今後の見通し等

当期の業績への影響につきましては、現在確認中ではありますが、当期の業績予想を修正する必要がある場合には、速やかに公表致します。

以上